

浜松市武道館

施設使用料（単位：円）

場所・利用区分				
道場	専用利用	1面につき	午前9時から午後6時まで	580
			1時間につき	
			午後6時から午後9時まで	840
	個人利用	1人1回につき	1時間につき	
			午後9時から午後9時30分まで	420
			で	
ロッカー 会議室	1回につき	大人		310
			小中高生・70歳以上	150
				50
			午前9時から午後6時まで	240
			1時間につき	
			午後6時から午後9時まで	530
			1時間につき	
			午後9時から午後9時30分まで	260
			で	

備考

1. 道場1面とは、道場の4分の1区画をいう。
2. 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
3. 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
4. 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。